

川崎市交通局に請求書を提出される皆さまへ

令和8年4月1日（水）から

請求書への押印が不要になります！

これまで一部の請求書だけ押印不要としていましたが、今後はすべての請求書で押印は不要となります。

押印が不要となる代わりに、請求書を提出された方がご本人（＝正しい請求者）であるかを確認する場合があります。

交通局で口座登録（※注）されている事業者・個人の皆さまは、請求書提出の際に追加の確認は行いません。

※注：川崎市競争入札参加資格名簿に登録されている方は、口座登録済です。

また、押印が不要になるため、訂正印は使えません。書き損じの際は請求書を作り直してください。

なお、個人の皆さまの氏名・住所・口座情報につきましては、個人情報保護のため、メール・FAXでの送信を御遠慮いただいております。

郵送または対面での御提出をお願いいたします。

押印不要とする事務の取扱い変更のため、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

交通局経理課出納係 044-200-3227